

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者
29 年－ 37 (29.11. 8)	生活環境	<p>高齢者・若年成人等の消費者被害を防止・救済する実効的な消費者契約法改正を求める意見書の提出について</p> <p>▶陳情理由 2016 年通常国会において一部改正された消費者契約法が 2017 年 6 月 3 日に施行され、被害回復の範囲が広がった。 御承知のとおり、消費者契約法は、消費者と事業者との情報力・交渉力の格差を前提に、消費者の利益擁護を図ること（勧誘や契約条項に問題がある場合に被害回復を図ること）を目的としている。</p> <p>しかし、合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させる「つけ込み型勧誘」の類型については、特に高齢者、若年成人、障がい者等の知識・経験・判断力の不足を不当に利用し、過大な不利益をもたらす契約の勧誘が行われた場合の消費者の取消権に関する規定が存在しない。民法における成年年齢の 18 歳への引き下げの動向も踏まえると、高齢者だけでなく 18 歳、19 歳の若年成人における消費者被害の増加も予想されることから、この取消権に関わる規定を盛り込んだ形で消費者契約法を改正することは喫緊の課題である。</p> <p>消費者庁は、内閣府消費者委員会の答申（2017 年 8 月 8 日）や意見募集（2017 年 8 月 21 日～9 月 15 日）の結果も踏まえ、次期通常国会に向けて消費者契約法の改正法案の検討に着手している。より良いくらしの実現を目指す生活協同組合としても、県民の消費生活の安全・安心確保は極めて重要であると考えているため、次の項目について陳情する。</p> <p>▶陳情趣旨 鳥取県議会において、高齢者・若年成人等の消費者被害を防止・救済する実効的な消費者契約法改正を求める意見書を採択し、国会及び政府へ提出すること。</p>	鳥取県生活協同組合連合会 会長 松 軒 浩 史